

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。）25条4項の規定に基づく個人が行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年11月1日付けで行った平成29年度分の個人事業税賦課処分（別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、本件会社の正社員であり、本件会社と雇用関係がある。請求人は、本件会社の規則に応じて就労し、また報酬の規則、事業所得として支払うことの仕組みも、請求人自身が決めたものではなく、本件会社の社員としての従属性の中で働いている。これは代理業の定義に該当しない。

また、東京都の事務提要の代理業の判定基準から判断しても、請求人の業務は「代理業」に該当しない。

更に、請求人はほとんど生命保険の募集はしておらず、営業所のメンバーが販売した保険契約に連動して、本件会社が決めた一定の割合の管理手数料を別途報酬として受け取っているため、この点からしても「代理業」には該当しない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月11日	諮問
平成30年 7月17日	請求人から主張書面等の提出
平成30年 8月20日	審議（第24回第1部会）
平成30年 9月21日	審議（第25回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条2項2号によれば、道府県は、普通税として、事業税を課するものとされ、法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。ただし、同条7項によれば、これらの各事業を事務所又は事業所を設けないで行う場合は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課税するとされる。

法は、1条2項の規定において、この法律中道府県に関する規定は都に準用し、「道府県」、「道府県知事」等とあるのは、「都」、「都知事」等と読み替えるとしている。したがって、都の区域に事務所又は事業所を設けて個人が行う事業に対しては、都において、その個人に（事務所又は事業所を設けずに個人が行う事業に対して、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものが都の区域にある場合においては、その個人に）事業税を課することとなる。

そして、条例は、25条4項において、「個人の行う事業に対する事業税は、個人の行う法第72条の2第8項から第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。」と規定している。

- (2) 法72条の2は、8項において、同条3項の「第一種事業」として各種の事業を掲げるが、うち、23号には「代理業」を定めている。
- (3) 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38条1項に同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（不動産所得及び事業所得の金額は、その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するとする。

また、同条2項は、事業を行う個人（所得税法2条1項40号に規定する青色申告書（同法143条（青色申告）の規定により青色の申告書によって提出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。）と生計を一にする親族で専ら当該個人が行う事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が当該事業から同法57条2項の書類（青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類）に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条1項の規定による計算の例によって当該個人の事業の所得を算定するものとしている。そのため、青色事業専従者が支給を受けた給与の金額でその労務の対価として相当であると認められるものは、当該個人が行う事業の所得の金額の計算上必要経費に算入することとなる（青色事業専従者控除）。

- (4) 法72条の49の14第1項は、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上290万円を控除すると規定する（事業主控除）。
- (5) 法72条の49の18は、個人事業税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法1条1項7号）の方法によるべき旨を定めている。なお、条例も、39条の4に同旨の規定を置いている。

そして、法72条の50第1項は、個人事業税を賦課する方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告した課税標準を基準として、個人事業税を賦課する旨を定めている。

また、法72条の55第1項によれば、個人事業税の納税義務者

で、法72条の49の12第1項の規定によって算出した個人の事業の所得の金額が法72条の49の14第1項の規定による控除額（事業主控除290万円）を超えるものには、道府県知事に対して、当該事業の所得の計算に必要な事項（青色事業専従者控除に関する事項を含む。）を申告する義務があるが、法72条の55の2第1項及び第2項によれば、前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に上記道府県知事に対する申告がなされたものとみなされる。なお、この場合、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨を確定申告書に附記しなければならないが、当該附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告を必要とする他の事項に相当するもので上記確定申告書により申告されたものとともに、道府県知事に対して申告されたものとみなす旨定められている（法72条の55の2第2項及び第3項、法施行規則7条の2第5号）。

(6) 法72条の49の17第1項1号によれば、個人事業税の額は、第一種事業を行う個人については、所得に100分の5の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされているところ、条例は、39条の3において、第一種事業を行う個人についての事業税の額は、「所得に100分の5の税率を乗じて得た金額」（同条1号）としている。

(7) 法72条の51第1項の規定は、個人事業税の納期は、8月及び11月中において当該道府県の条例で定めるとするが、同項ただし書きにおいて、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる旨を規定している。条例39条の5は、個人事業税の納期を、原則として、第1期が8月1日から同月31日まで、第2期が11月1日から同月30日までとした上で、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによるとしている。

2 「事業を行う個人」及び「事業」並びに「代理業」に関する総務大

臣通知及び東京都主税局長通達について

- (1) 地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号（全部改正）総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）によれば、事業税の納税義務者である「事業を行う個人」に当たるか否かの判断基準について、事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうとした上で、他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえず、「その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること」とされている（取扱通知第 3 章・第 1 節・第 1・1 の 5・(2)）。
- (2) 東京都では、個人事業税の課税事務の運営に当たり、「個人事業税課税事務提要」（平成 24 年 8 月 1 日付 24 主課課第 153 号東京都主税局長通達、なお、本件に適用されるのは、平成 29 年 3 月 31 日付 28 主課課第 546 号による改定後のものである。以下「事務提要」という。）を策定している。
 - ア 事務提要においては、事業税における「事業」の定義について、「事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」とされている（事務提要第 3 章・第 1 節・第 1・1・(1)）。

イ 上記 1・(2)のとおり、第一種事業に該当するものとして、法 72 条の 2 第 8 項 2 3 号により、「代理業」もこれに含まれることとされているところ、事務提要では、代理業は、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要であるとされている。

そして、代理業の認定基準に関して、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」とされている（事務提要第 3 章・第 2 節・第 2 3・1、同 2・(1)）。

ウ また、事務提要における留意事項としては、「外交員、外務員等の名称や名目上の契約にかかわらず、実態として代理業の定義を満たす場合には代理業に該当する。外交員、外務員等の課税の可否については、過去に具体的な個々の事例に関して関係府県と自治省との間に照復が行われ、課税対象外と示された例があるが、これらの行政実例はいずれも具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まり、代理業に該当する外交員、外務員等までを課税対象外とする趣旨ではない。」ことをあげている（事務提要第 3 章・第 2 節・第 2 3・3・(4)）。

3 以上を前提に、まず本件について、請求人が法 72 条の 2 第 8 項 2 3 号に規定する「代理業」を行う「事業を行う個人」とであると認めることができるか否かについて、以下に検討する。

(1) 本件申告書類及び本件契約書によれば、請求人は、平成 11 年 7

月1日に本件会社と雇用契約を締結し、その後当該契約が解除されたとする事実は認められないことから、平成28年1月1日から同年12月31日までの間においても、本件会社のために、主として生命保険の募集及びこれに関連ある業務（以下「本件業務」という。）に従事しており、本件業務の対価として、請求人は本件会社から報酬の支払いを受けていることが推認できる。そして、請求人は、平成28年における収入のうち、営業等による収入として、所得税法143条の規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行ったことが認められる。

- (2) 本件申告書類によれば、請求人は、本件業務により、本件会社からの報酬として収入（34,590,091円）を得る一方で、経費として、接待交際費（12,738,966円）、旅費交通費（1,200,000円）、地代家賃（818,400円）、通信費（617,528円）、減価償却費（578,472円）、広告宣伝費（501,112円）等の合計額として、17,883,297円を計上していることが認められる。このほか、請求人の配偶者を青色事業専従者として届け出、その給与900,000円を計上していることも認められる。

そして、上記青色事業専従者の給与以外の各種経費としての支出の合計額（17,883,297円）が、営業等に係る事業収入の額（34,590,091円）に対して、約51.7%の割合に相当することからすれば、請求人と本件会社との関係が両者の間で取り交された本件契約書に基づいているとしても、請求人が本件会社から支給されている報酬は、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行い、本件会社から受ける一定の空間的、時間的な拘束の下、継続的ないし断続的に本件会社に対して労務又は役務の提供をした結果、それに応じた対価として本件会社から提供されたものと評価することは困難というべく、むしろ、このような収支の結果は、各種経費負担を自らの裁量判断のもとに自ら負担すること

によって、本件業務を遂行して多額の収入を得る結果をもたらした請求人自身に帰属するものとみるべきであり、請求人は、自己の危険と計算において本件業務を行っているとは認められるが相当である。

なお、本件業務は、その報酬（歩合制）の性質上、営利又は対価の取得を目的として行われるものであることは明らかであるし、年間を通じ月ごとの売上もあることも認められるから、反復継続して行われていることも明らかである。

したがって、本件業務は、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において、独立的に反復継続して行われる経済行為であると認められるのであるから、事務提要のいう「事業」に該当し（上記２・(2)・ア）、請求人は、「事業を行う個人」とであると認められる。

(3) 「代理業」について

請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「保険外交」として申告しており、本件業務の対価として報酬を得ているものと認められるが、一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている（関東信越国税不服審判所平成１１年３月１１日裁決・国税不服審判所ウェブサイト・公表裁決事例登載・裁決事例集No. 57-206頁）。

また、保険業法は、２条２６項において、「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうと規定しているところ、本件業務において行われる具体的内容としては、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解されている（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（平成２８年８月、なお平成３０年２月改定後も同様）」

Ⅱ－４－２－１・(1)。

保険業法２７５条１項は、同項各号に定める者が同項各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないと定めているところ、同項１号には、「次条〔注記：特定保険募集人は同法の定めるところにより内閣総理大臣の登録を受けなければならない旨を定める同法２７６条を指す。〕の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介」と規定されている。また、同法２７６条の登録の申請があった場合は、同法の規定により登録を拒否する場合を除いて、内閣総理大臣は直ちに登録しなければならない旨が定められている（同法２７８条１項）。そして、請求人については、保険業法２７８条１項による登録がなされていることから、同法２７５条１項１号にいう生命保険募集人として、所属保険会社である本件会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行っているものと認められる。

このことを事務提要に照らして言えば、請求人は、本件業務を行うについて、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する業務を行う者に該当するというべきである。なお、その業務遂行の態様は、単なる従業員としての労務の提供に止まらず、④「独立した事業である」と認められる性格のものであることは、上記(2)のとおりであるから、本件業務は、事務提要が掲げる「代理業」としての要件（上記２・(2)・イ）を充たしていることが認められる。（付言するに、自治省府県税課編「事業税逐条解説」（地方財務協会刊）２２ページにおいては、「事業」とは、「一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいう」とされているが、生命保険募集人として請求人が行っている本件業務は、ここにいう「事業」に該当するものと解せられる。）。

以上のことから、請求人が保険外交員として行う本件業務は、個人事業税の課税対象である第一種事業（法７２条の２第３項）であ

る「代理業」（同条8項23号）に該当するものと認められる。

4 次に、本件処分における税額について、その算定が適正か否かを検証する。

上記3により、請求人は、個人事業税の納税義務者と認められるところ、平成28年における請求人の事業の所得の金額は、事業主控除の額290万円を超過するものと認められるから、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務を負うものであるが、同年の所得につき〇〇税務署長に対し本件申告書類の提出がなされているため、個人事業税についても申告があり、青色事業専従者に支給した給与の総額、青色申告特別控除の適用を受けた旨についても申告がなされたものとみなされることとなる（上記1・(5)）。

そこで、本件申告書類を基にして個人事業税の課税標準を算定するに、〇〇税務署長に申告された請求人の平成28年の事業所得の額は、15,156,794円であるところ、この金額は、国税に固有の青色申告特別控除（租税特別措置法25条の2第3項1号）を適用した後の金額であるため、同控除額として計上された650,000円については、個人事業税の課税対象とする所得の計算上は上記申告にかかる事業所得の額にこれを加算し、そこから個人事業税における事業主控除の額2,900,000円（法72条の49の14第1項）を減じて得た12,906,000円（法20条の4の2第1項の規定により、千円未満の端数金額は切捨てる。）が課税標準額となる（上記1・(3)ないし(5)）。

そして、代理業は第一種事業であるから（上記1・(2)）、上記により求めた課税標準額12,906,000円に、第一種事業について東京都において課する個人事業税の税率100分の5（法72条の49の17第1項1号及び条例39条の3第1号）を乗じた額645,300円（法20条の4の2第3項の規定により、百円未満の端数金額は切捨てる。）が、請求人に賦課すべき平成29年度の個人事業税の税額となる（上記1・(6)）。

本件処分における税額 645,300 円（別紙処分目録）は、これに一致しており、違算等の事実は認められない。

5 以上のとおり、本件処分は、請求人に対して、同人が平成 28 年において行った第一種事業である代理業について、法令等の定めに基づき個人事業税を課し、かつ適正な課税標準を基礎として税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

6 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第 3 のとおり、本件会社に雇用されており、代理業には当たらないことから、個人事業税の課税対象とはならない旨主張している。

しかし、個人事業税の課税要件の検討において、処分庁が、他の諸法規において雇用者として取扱いを受けていることのみで理由で直ちに事業を行う者に該当しないと判断すべきではないとしたこと（取扱通知第 3 章・第 1 節・第 1・1 の 5・(2)参照）、及び身分的従属関係のみを重視すべきではなく、実質的に自己の責任において営業行為とみなしうる収支計算を行っているかどうかについて十分調査をすべきであると判断したこと（事務提要第 3 章・第 2 節・第 23・2・(1)参照）は合理的であると認められる。

そして、これらのことを踏まえた上で検討した結果として、請求人は独立して事業を行っている個人と認めたことが妥当であることは、上記 3 に述べたとおりである。すなわち、青色事業専従者給与を請求人の負担する経費とするほか、営業収入から多額の経費を負担しており、このことからすると、本件業務については、本件会社との間に一定の従属関係はあるとはいえ、営業の相手方や営業の方法の選択等その他実際の営業活動については、本件会社の指揮命令に従ってその拘束の下に遂行するという要素が支配的であるとは推測できず、むしろ、当該営業活動は、いかなる経費を投入して売上を得るのか等について、請求人の裁量により、その危険と計算において行われており、収支の結果は請求人に属していると認められる

べきものである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- (2) また、請求人は、反論書及び再反論書において、事務提要第3章・第2節・第23・2・(2)の代理業の判定基準（以下「判定基準」という。）に言及している。

事務提要では、代理業の認定について、「認定基準」の項において、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う。その上でなお実態等に疑義が生じる事例については、下記の判定基準も併せて精査することで認定を行うものとする。」としているところであるが（事務提要第3章・第2節・第23・2）、当該判定基準は、具体的には、納税者が行う業務について、個人事業税の賦課対象となる代理業に該当するか否かを、報酬支払の方法、営業所の所有及び営業費の分担関係、活動形式と労働時間の拘束関係などについて各種項目を設けて、項目ごとにY（YES）、N（NO）を決定し、該当する項目の多寡を基準に判定を行うというものである（同2・(2)）。

そして、事務提要の「留意事項」においては、「判定基準は絶対唯一の判定となるものではなく、判定の結果についてなお不合理があると考えられるときは、その他の事情も十分勘案して最終的判定を下すものとする。具体的には、判定基準による結果が各種資料に基づいて総合判断される結果と異なり、その総合判断に用いられた資料の挙証能力が判定基準の各項目によって表わされるものよりも高いと認められる場合などには、一律に判定基準を適用せず、各種資料に基づいた総合判断により認定を行うこと。」とされている（事務提要第3章・第2節・第23・3・(5)）。

代理業の認定における上記のような判定基準の位置づけからすると、そもそも判定基準に依拠するまでもなく、申告書類等から、納税者の業務を代理業と認定して個人事業税を賦課する処分を行ったからといって、そのことから当該賦課処分が直ちに違法・不当とな

るものではない。また、本件に関して言えば、本件申告書類に基づいて、本件業務が個人事業税の対象となる代理業に該当すると認定することは十分に可能であり、当該認定についてさらに疑義が生じるようなものではなかったものと認められ、本件申告書類を基に行った処分庁の認定判断が適法かつ妥当なものであることは、上記3のとおりであるから、請求人の主張する点については、本件処分を違法又は不当とすべき理由として採用することはできない。

なお、事件記録に照らすと、判定基準において請求人がN（NO）であると主張する項目のうち、一部について、実際にはY（YES）であることが推測され、その場合、請求人は判定基準によっても代理業に該当することとなる。

- (3) 更に、請求人は、営業所のメンバーが販売した保険契約に連動して、本件会社が決めた一定の割合の管理手数料を別途報酬として受け取っており、自身では保険募集を行っていないため、代理業には該当しない旨主張している。

しかし、請求人は、自身では保険募集を行っていないとしても、自らが採用・育成する営業所のメンバーが行う代理業としての保険募集に係る収支の結果を自己に帰属させていることになるから、実質的に代理業を行う個人に該当するといえる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

7 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）